

覆刻「舞姫再評」「舞姫三評」「舞姫四評」(氣取半之丞)

「再、氣取半之丞に與ふる書」(相澤謙吉)

嘉 部 嘉 隆 編
檀 原 み ず ず

凡例に代えて

森鷗外の『舞姫』が『國民之友』第六十九號に發表されたのは、明治二十三年一月三日である。この作品に対して、撫象子(巖本善治)、謫天情仙(野口寧々窓)、山口虎太郎等の批評が現われたが、これ等が続いて、石橋忍月の『舞姫』と題した批評が、二月三日付の『國民之友』第七十二號に掲載された。この批評は「氣取半之丞」という署名で發表され、これに対する鷗外の反論が「氣取半之丞に與ふる書」(よく、「舞姫に就きて氣取半之丞に與ふる書」という表題で引用されていることがあるが、この題は『つき草』に収録される際、本文も若干改められ、題も改められたものである)と題して、『しがらみ草紙』第七號(明23・4・25)に「相澤謙吉」の署名で發表された。この鷗外の反論に対し忍月が再論を展開し、鷗外がさらに再反論を加えたため、いわゆる「舞姫論争」がたたかわされることになったのである。この論争については、『森鷗外

——初期文芸評論の論理と方法』(昭55・9・30 桜楓社)中の、「舞姫論争の方法」「舞姫論争の論理」に詳述したのでここでは繰り返さない。(ほかに、「舞姫論争」の経緯と方法について詳説されているものに、谷澤永一氏の「鷗外はじめて苦境に立つ」(『新潮』昭56・6「近代文学論争譜2」)Vがある。)

この「舞姫論争」を検討するには、当然のことながら、忍月・鷗外双方の發言を、初出の本文に拠って分析して見る必要があるであろう。しかるに、「舞姫再評」以下を掲載した『江湖新聞』は、国立国会図書館に所蔵されてはいるが、ごく最近までこれを復刻して簡単に見られるようにした刊行物はなく、「舞姫論争」を論じる場合も「舞姫再評」以下を見ないで済ませることが多かったようである。たとえば、臼井吉見氏の「『舞姫』論争」(初出は『文學界』昭29・2、のち『近代文学論争上』八筑摩書房、昭31・10V所収)について、長谷川泉氏は「石橋忍月側の資料に実際に当たったかどうかについては疑問に思われる」と、臼井氏が「舞姫再評」以下を讀んでいないと推定している。(臼井氏のこの論は、依拠した本文

が、すべて改竄されたものである点にも、方法的に問題があると思われる。

昭和四十年代に入ると、国会図書館においては、『江湖新聞』の損傷が甚しいため、マイクロフィルムに収録すべく、それまでは閲覧停止になっており、實際上「舞姫再評」以下に当ることは極めて困難になり、そのため「舞姫論争」に触れる論者の大多数も、「再評」以下については、殆ど誰も取り上げない状態が続いた。(「舞姫再評」以下が『江湖新聞』に収録されていることを、最初に指摘したのは、鵜外全集刊行会版『鵜外全集』第五巻の「編纂者の辭」を書いた與謝野寛である。もっとも、この解説はかなりまちがっているが。詳細は「舞姫第二作説についての疑問」(『権隆国文学』第十八号、昭55・12V)に書いておいた。)

「舞姫再評」以下の本文が容易に参照できるようになったのは、長谷川泉氏が、その著『続森鷗外論考』(明治書院、昭42・12V)中に、「舞姫」の「題匿」と題した論を収め、この論中に『江湖新聞』に載った「舞姫再評」以下を復刻してからである。前記『森鷗外』——初期文芸評論の論理と方法』中に収めた論に引用した「舞姫再評」以下の忍月の論も、この長谷川氏の復刻本文に拠っている。最近、「舞姫」注釈の作業中、正確を期する意味から『江湖新聞』所載の原文に当たってみる必要を感じた。国会図書館で、檀原が『江湖新聞』の特別閲覧の配慮をいただき筆写した本文、さらに東大図書館が『江湖新聞』をフィルムに収めていると聞き、プリントしていただいた引伸し印画による本文の二種を、長谷川氏復刻の本文と対

校してみたところ、驚いたことに長谷川氏復刻の本文にかなりの誤りがあることが判明した。しかも、その誤りが何故生じたのか、納得のゆかないものが多いのである。たとえば、「欧外」となっているのが、原物では正しく「鵜外」となっていたり、「正」が正しくは「言」であったり、「勢鬨」とあるのが原物では「熱鬧」と正しく記されていたりするのである。約十ページの中に、誤りが少なくとも七十余箇所(一字空白になっている部分は、誤りとは数えなかった)も見られ、この復刻本文で「舞姫論争」を論じると、正確を期し難いと思われる。鵜外の遺言状における「生死ノ別ル、瞬間」の「ノ」の脱落や、S.S.S.の表記における、ピリオドの位置や脱落に厳密な長谷川氏の手による復刻だけに、このような誤りの生じたことが不審なのである。

一方において、鵜外の「氣取半之丞に與ふる書」や、特に「再、氣取半之丞に與ふる書」の本文は、『鵜外全集』所収の「舞姫に就きて氣取半之丞に與ふる書」「再び氣取半之丞に與ふる書」から引用されることが多い。これは、初出の『しがらみ草紙』や、特に「再」を掲載している『國民新聞』(前記の與謝野寛の「編纂者の辭」では、これを「報知新聞」と誤っている)が閲覧困難であったためもあると思われる。(と同時に、『鵜外全集』所収の本文を、初出と対比もせず初出そのままと錯覚している者もあったにちがいない)『鵜外全集』所収の本文は、『つき草』を底本にとっており、鵜外はその評論を『つき草』に収めるに当って、その大部分を改稿しているのである。『つき草』所収の本文は合理化されており、論

争当初の稚拙な発言や雰囲気も正確に伝えていたとは言い難い面もある。『つき草』所収の本文は、あくまでも明治二十九年の鷗外の思想を伝えるものなのである。鷗外の発言を、当初の形で伝えていないのである。このような本文をもとに、鷗外の評論を検討したのでは、大きな誤りをおかすことになるであろう。

以上のような事情を考え合わせて、「舞姫再評」「舞姫三評」「舞姫四評」および「再、氣取半之丞に與ふる書」を手軽に活字版で参照できるようにするため、ここに、できるだけ原型をとどめるように留意しながら復刻してみた。(忍月の「舞姫」評八『國民之友』第七十二號、明23・2・3√および鷗外の反論「氣取半之丞に與ふる書」八『しがらみ草紙』第七號、明23・4・25√は、『國民之友』縮刷復刻版八明治文献、昭41・1・43・10√や『しがらみ草紙』復製版八明治文献、昭43・46√が容易に閲読できると思われるので、ここに復刻することはしなかった)復刻の底本は、『江湖新聞』が、前記の通り東大図書館蔵のフィルムによる引伸し印画、および国立国会図書館蔵本の檀原みずすずによる筆写原稿、『國民新聞』が、国立国会図書館蔵のフィルムによる引伸し印画である。長谷川氏による「舞姫再評」以下の復刻は、ルビを省略し、字体もすべて新字体も変体仮名をふくめてものままとし、行替えも原型のままに留めるように心がけた。もっとも、原物が明治期の印刷のため、かつ印刷後長期間を経過しているためもあって、原物そのものの文字や

特にルビに判読不能のものが多く、さらにフィルムの場合、撮影技術上完全な再現が不可能な状態で、両側がピンボケになり判読不能の場合がある。特に『江湖新聞』にピンボケが多かったが、幸い檀原による筆写原稿で補うことができた。

校訂上の方針としては、できるだけ原型を再現しよう留意した。むろん、誤りは誤りのままで残した上で、その旨を指摘するように符号を付した。たとえば、誤っている漢字にルビがふつてある場合や、あるいはルビ自体が誤りであったり、誤りを含んでいる場合など、その誤りに「ママ」とルビをふることができないので、誤りをそのまま残す場合(あるいは、原型のままであることを示す場合)は、すべて「※」で表記した。原則として誤っている字の右側に「※」を付した。ルビをふつてある漢字の誤り、あるいはルビの誤りの場合は、ルビの直前または直後に「※」をつけた。(原則として、直後の場合は、ルビの後半に誤りのある場合、あるいは漢字二字以上の後半に誤りのある場合である。ただしルビの、直前に付けなければならぬ場合であっても、前にある漢字のルビが邪魔にならぬように、直前に付けられない場合など、直後に付けたこともある。同じように、直後につけなければならぬのに、直前に付けたこともある。)ルビの真中に「※」を使用してある場合、本来ルビがなければならぬのに空白になっているか、あるいはすぐ左側にある漢字が誤りであるかのいずれかである。また、特に必要な場合には「注」をつけた。同じ誤りが繰り返されている場合もできるだけ「※」をすべ

てにつけるように心がけた。字体が現在の新字体と同じ字体になっている場合（たとえば「号」や「万」）も「※」を付した。ただし現在の新字体と旧字体の字体がよく似ていて引伸し印画が不明瞭であるため判別が困難であった場合もある。（たとえば「編」など）

なお、誤りを示す「※」は、あまり多すぎると煩雑になるので、復刻に当つての誤植ではないと明らかにわかる場合（たとえば、「條」のルビが「ジョウ・デフ」——歴史的仮名づかいでは「ドウ」——と読まれている場合）には省略したことも多い。

促音「っ」は「ツ」と表記されていることが多いが「つ」となっている場合もある。いちいち「※」は付けなかつた。変体仮名と正字体の仮名も混在しており、混在のまま残した。

仮名づかいも、必ずしも現在定まっている歴史的仮名づかいに統一されてはいないので、明らかな誤植には「※」を付したが、できるときぎり原型を残し、注記もしない場合が多い。

仮名文字における濁点があってもなかったと思われるものは、あった方がより良い場合、なかつた方がよりよい場合のいずれも「※」はつけなかつた。明らかに誤りの場合のみ、復刻の際の誤植でないことを示すため「※」をつけた。

漢字およびルビの双方に誤りのある場合、原則としてはそれぞれに「※」を付けたが、双方ともが誤りであることがはっきりしている場合（たとえば「珠蓮」——正しくは「珠蓮」は片方を省略したこともある）。

ルビの位置もできるだけ原型を尊重したが「※」を付すために、

若干ずれた場合がある。

ルビが判読困難の場合、推定による。この場合、ルビの直後に「(?)」を付し、さらに「?」の直前に、その推定の文字が何字目かを示すため、漢数字を加えた。

復刻本文はタイトルの位置、著者名の位置「(つゞき)」など、すべてできるだけ原型の配置に近いように組んだが、タイトルの場合、下端が実際より下になっていることが多い。また「気取半之丞」に與ふる書（投書）は、「投書」という文字が入ったため、仮名が小さくなっているが、原型はカナも漢字と同じ号数になっている。

復刻に当つてはできるだけ正確を期した。校正も四校までとり、しかも必ず数人の目を通した。しかし、人間の手になるものゆえ、誤謬の絶滅はあるいは不可能かもしれない。しかし一応手は尽したつもりである。

なお、紙面の他の記事などから総合的に判断すると、『國民新聞』のルビは新聞社によってつけられ（ただし、漢字をドイツ語よみにしたものは鵠外が付したものとと思われる）、『江湖新聞』のルビは忍月が付けた可能性がある。当復刻本文の原稿は嘉部が複製し、檀原が点検した。復刻に当つては、国会図書館および東大図書館のお世話になった。記して感謝の意を表する次第である。

舞姫再評

氣取半之丞

左の一篇ハ予がしがらみ紙の相澤謙吉に答ふる書なり、

僕ハ深く情を解まるものに非ぞ、然れども足下と比較まれば僕ハ實に情を解まるものなり僕ハ曾つて白ちりめんの頸巻、ちりめんの羽織、相撲取に似たる下駄を穿きたり、然れども是を以つて直ちに情を解せざるものとハ謂ふべからざるべし、縦令一樂織を穿ち古渡り唐棧を着るも、情を解せざる者ハ矢張り情を解せず、縦令大和織を穿ち手織木綿を着るも、情を解まるものハ矢張り情を解まるなり、僕を呼んで伴内と言ひ、三百代言然と言ひしハ、是れ柳川家の下婢お梅お松が、叶ハぬ戀の恨みに構へたる讒言にして、信ざるに足らざ、殊に僕が俗商賈と意見合ハざして會社を退きたるを以つて債を負ふて商賈の群より逐ハれたりと言ふが如きハ誣も亦た甚しと言ふべし足下は僕がなしたる「舞姫」の評を評して徹頭徹尾之を非難せり、足下が僕を責めたる六妄僕ハ一として拜受る能ハず、お氣の毒なが

ら熨斗のまゝ返上せんと欲し、

第一妄返上の理由、陪賓を以つて小説の題號に充つるハ素より不穩當なり、僕もと商賈にして西洋などの小説は詳ハしく知らざ、然れどもドウデエ、ハルムが果して陪賓を以つて題號としたりとせば、假令萬人之を不穩當とせざるも僕ハ獨り之を不穩當と言ハんと欲すもしハ夫傳を稱して濱路傳若くハ姥雪與四郎傳など、言ハば誰か之を穩當なりと言ハんや舞姫ハ素より其不穩當の度此の如く甚しからざと雖も、而かもレツシングのミンナを稱してフランチスカと言ひ、シルレルのロイベルを稱してアマリマと言ふ位の不穩當をも是認する者なり、ア、舞姫の主とする所ハ太田の懺悔なり、之を題して「舞姫」と言ハハ不穩當、々々々、大不穩當なり、是れ其妄に非らざる一ツ、

第二妄返上の理由、囑望に關せず失望に關せず、只僕ハ僕の心中の魂膽を吐露したるのみ舞姫ハ實に文盲癡騷にして識見なし志操なし故に予ハ期望に對して失望したり、然れども僕ハ明かに「失望するハ失望者の無理か」の言を挿んで自ら責めたるを知つて、未だ著者を

責めしを知らざ、是れ僕が著者に「かくく」の女優の傳を公にまべき」の責任なきを知らばなり、ア、足下ハ僕の如き思慮深く思ひやりのいゝ人を指して、何故に妄と言ふや、是れ其の妄に非らざる二ツ

(未完)

舞姫再評

氣取半之丞

第三妄返上の理由、舞姫中主人公の生立の状況、洋行の原因、就學の有様等を編年体にて、順序を追ふて叙記するハ、實に小説に拙の拙なるものなり、此等の事ハ縦令之を業々しく、初めに叙記せざるも、其主眼とせる所を寫せば、其他のことハ否でも主眼に附屬して點出さるゝ者なり、よしや點出されざるも人物が主眼中に露呈する言語により、行爲により、暗々裡に讀者に推想さるゝ者なり、今其見易き一例を擧げんに

丹次郎ハ箱根に病を養ハんとて、米八を連れて新橋より國府津行の瀛車に乗れり、時に同車室に一友人あり丹次郎に問ふて曰く「君ハ米八さんを連れて何處へ行く」僕ハ箱

根へ行く「お楽しみ筋か子否や病氣保養の爲めサ、

と言へば、初めの二行と後の三行とハ無論重複なり、故に僕ハ後半あれば前半を無用と見做すものなり、然るに舞姫の著者ハ、後半をも詳記して又前半をも詳記せんとするものなり、是れ略筆法を知らざる拙手に非ざして何ぞや、況んや太田の履歴ハ本編の主眼にあらざるに於てをや、僕ハ眞に之を無用と言ふ、若し足下無用と言ハるゝを御不承知ならば、略筆の秘訣を知らざる拙手と言ハん、僕にハどちらにしても同様なり、是れ其妄に非らざる三ツ

(江湖新聞 第64號 明治23年4月29日 火曜日)

舞姫三評

氣取半之丞

相澤氏の健筆にして且つ多能なる、僕が未だ舞姫再評の半ばをも書き終らざるに、早既に今日の國民新聞に「再び氣取半之丞に與ふる書」を投じて僕をして多忙頻繁出づる所を知らざらしめんとせり、相澤氏曰く万人に反對して自家の説を唱へむとせば其道理を擧げ

て之を證せざるべからざと、善哉問や、僕の説に古來より万人反對したるあるを知らざ、僕ハ万人に反對なる奇説を唱ふるに非らず、只僕ハ僕の説を正當の道理と思ふが故に縱令万人反對するものとありとせよも僕ハ獨り自説を信ぜんと欲せしむに外ならざ、小説も人物を以つて題号とせば必ず主人公を撰ぶ可し、其理由別に喋々辨ずるを要せざ、何人にも分りきつたる理窟なり、主人公ハ全篇を支配し全篇に貫流するものなり、全篇に洩染して分離せべからざるものなり、中央政府より万機の政出づるが如く、主人公より全篇の人事人情行爲運動ハ出づるものなり、彼ハ燒点の地位に立ち最も切に同感を讀者に惹起せしむ、果して然らば人物を以つて小説の題名となさんと欲せば、重要主宰の地位に立つ主人公を捨て、將た何をか撰ばん、別に高尚なることを援引するに及ばざ、請ふ君他の戸々の門札を見よ、家族五人あるも十人あるも門札の名ハ必だ戸主一人の名にして、戸主ハ外に向つて其妻子弟妹の代表者となるに非ざや、題名などハ素より符牒にして甲と言ふも乙と言ふも差支なしと言へば論外なりと雖も

若し全篇大略の意を題名に含ませんとすれば主人公を以つて題名とまべし(無論人物を以つて表題とせる時に限る) 足下も既に承認するが如くフランスカを以つて、アマリヤを以つて姥雪濱路を以つて題名となす能ハざんば舞姫の題が不穩當なるも亦た知るべきのみ(舞姫ハ人物の名にハあらざ人物の身分若くハ職業なり、然れども身分職業を以つて小説の題名となさんとせば主人公の身分職業を以つてまべし 鰻屋が「蒲燒」の看板を掛け蕎麥屋が「生蕎麥」の看板を掛くると同一なり)、ミンナを稱じて兵士の幸福と稱せるハ既に人物にあらざ資格にあらざ身分職業にあらざることゆゑ議論外なり、爲永の「小三金五郎」を以つて何故に娘節用と云ふやと問ふと一般なる問に至つてハ僕が答ふる所にあらざる也、要するに僕ハ主人公ハ重要主宰の地位に立つが故に人物、若くハ身分職業を以つて小説の題名となまときハ主人公若くハ主人公の身分職業を撰ぶ可しと云ふに過ぎざ、ドウデエ、ハルムの如き顧みるに違あらざるなり、是れ僕が笑留を拒む第一なり

(江湖新聞 第65號 明治23年4月30日 水曜日)

(廿七日稿)

(注)「へいし」のルビの次に「る」が横向きに植えられているが、誤植と思われるので省略した。

舞姫四評

氣取半之丞

世に譚の分らざる人多し、然れども相澤鎌吉氏の如きハ、鮮矣、又世に不能力者なるものあり一隅を擧ぐるも他の三隅を推悟し得ざるハ勿論擧示したる一隅さへ大半ハ誤解して終に擧示者の勞を水泡に歸せしむ、是に於てか予ハ不能力者に向つて辨論説明するの頗る無用なるを知る、世評に曰く相澤氏ハ不能力者にあらざり聰明の士なりと、是に於てか予ハ又茲に一文を呷して相澤氏に質すに至れり、

江湖子曰く人と物事を論議するに當つて先方の馬鹿なるハ猶ほがまんの様あるなり、大抵馬鹿なるハ正直ゆゑ此方より懇ろに解き聞かせば合点の參るものなり只閉口なるハ一寸利口そうなふりをなし此方より循々數百言を費やすも之を聞き誤り之を解し誤りて人が是ハ隊の圖だよと言へばナニ隊ハ大好だよと口を尖らし來るが如し云々と眞に然り予ハ相澤

氏の喋辨(言論とハ言はず)に於て多少此感なき能はず、相澤君足下、予ハ足下が昨日の國民新聞に載せたる書體かに拜見せり、然れども予ハ之を拜見して一時ハ是の書果して予に與へられたるものなるや否やとの疑念を生ぜり何となれば足下の言ふ所ハ總て薰人形に空銃砲を放つものなればなり、予ハ小説もし人物を以つて題号とせば必ず主人公を撰ぶべしと言ひし覺あるも未だ主人公を以つて必ず小説の題号に撰ぶべしと言ひし覺あらざり、足下曰く氣取の法を守らば一篇の成る毎に題名は早く移動すべからざる世の中となりたりと何が故に移動すべからざる歟、予ハ只主人公を以つて人物題に撰ぶ所以を説明せしみにて、未だあらゆる小説の題号を主人公の名にせよとハ言はざるなり、試に問はん、予ハ果して長篇の複神などに初めに士人なりしものが商賈となり又乞丐となることある場合に、必ぞ強ひて職業身分を以つて題名とせよと言ひしことある歟、主人公が鰻屋なるときハ蒲焼と題すべしと云ひしことある歟、レツシングの「兵士の幸福」ハ法文に書きたりと言はん

とせしことある歟、「拙筆微笑」の題ハ改めて「判任官」となまか若くハ其他の身分職業を以つて題とすべしと言ひしことある歟、「風流佛」ハ人物題なり若くハ人物題にあらざらざる言ひしことある歟、ア、足下ハ天に向つて唾きするものなり、敵なきに空砲を放つものなり、議論外のことを喋らして獨よがりするものなり、足下ハ他の議論を横にねぢりして強ひて攻撃の材料を附造するものなり、足下が舞姫を改めて「我」となまも「留學生」となまもソハ御勝手次第なり、もし足下予の前陳の間に對し、一々責を予に擔はまるを得ば、然る後予ハ重て堂々お相手致すべし、予に對はざる空砲空拳ハ之を局外に立て傍觀せんのみア、足下ハ堂々たる批評家らしき言を出して其識見殆んど明治の鴈外を壓するもの、如くなるに、獨り「舞姫」を論ざるに當つてハ一に何ぞ迂なる、一に何ぞ狂なる、一に何ぞ乱なる序に白も露伴の冷茶云々は忍月に向つて申さるべし、お門連ひの問ひハ此氣取の知る所にあらず、血迷ふたか相澤殿チトおたしなみなされ

(注) 原物では、このあと直ちに次の「三評」が続く、二回分が同時に掲載されている。

舞姫三評

氣取半之丞

舞姫エリスは實に識見なき、文盲なる、價值なきの痴女なり、故に予ハ失望したり、失望したるが故に失望したりと言へり、予ハ他よりかくくの圍内に於て、是れくだけのことを言へと命ぜられたるに非ざ、然らば予ハ予の思ふ所を吐露せざるも自由なり、予の心中の魂膽を公にもるも自由なり、若し予が失望せるを以つて「舞姫」其者を攻撃せしならば予ハ批評家として其責めに當り、其失を謝せざる可からざれども、予ハ未だ其失なし何ぞ其責に當るを要せんや、相澤氏足下、足下ハ如何なる異妙の口實あつて予の自由を抑制せんともる歟、是れ予が笑留を拒む第二なり、

(ついで)

(江湖新聞 第68號 明治23年5月3日 土曜日)

舞姫三評

(續) 氣取半之丞

予ハ舞姫の文中に於て、無用重複の点を擧示し得ざるに非ざ、而るに再評に之を擧示せざ

只其代りに丹次郎云々の單簡たる文のみを提出したるハ、予が相澤君足下を以つて譯の分りたるお方と誤想したるが故なり、普通の慮りを以つて普通の人を推したるが故なり、貴重の紙白を須要あらざる舞姫の如きものに就て、填充するの不得策なるを悟りたるが故なり、然れども足下が不普通にして普通の思慮を以つて推すべからざるや、あれにてハ猶御合点參らざるよし、さらば致し方なし予ハ是より其無用重複なる点を擧げん、請ふ足下之を聞け、

彼の六十余行なくとも太田生が日本人たること、高等の教育あるものたること、留學生たること、官命を帯びて西に航したるものなること、伯林大學に入學せしこと、而して法律を學びしと、母の故郷に在ること等ハ舞姫七ページ下段十二行より以下、八ページ下段十八行より以下、九ページ下段十二行より以下、及び其他所々に散見まる前後の關係を以つて明かに知られ得るにあらざや、予ハ曾て足下に倒叙法を用ゆべしと云ひしことあらざ然れどもかゝる重複なることハ「殆んど無用」(原評の文字)と思惟するなり、伯林の境を叙

するの十九行も、足下ハ此富麗熱鬧の狀を寫して、伯林が管に寂寥荒漠の天地に非ざるを知らしめんとの御所存のよし、異なる哉言や小説豈に此の如きものならんや、太田生が居留の地、經歷の地の光景を漏さざらざる可からざる必要あるか、果して然らば太田生が訪ひし劇場の光景をも、大學内の組織結構をも、學生の氣風習慣、常行をも、伯林の夏の景も秋の景も春の景も公園の景も、獸苑の景も寫さざるべからざるにあらざや、畢竟是るに本篇の主眼ハ戀愛と功名との相關に在り、故に其主眼さへ忘れざれば他ハ深く顧みるに及ばざ、よし顧みざるにせよ、此等の風景の大略ハ主眼に附屬して點出さるゝを得るなり予ハ決つて我儘なる立法者にハ非らざ、請ふ足下、淨机孤燈、黙坐して考再考せよ、必む足下の剛情なることを悟らざる者あるべし「石炭をば早や積果てつ中等室の卓」云々より「鈴索を引き鳴らして調を通ぢ」云々等に至るまでくどい程書き並べながら、足下ハ太田を稱して省筆に長じたりと言ふ、眞に笑ふべし又予ハ「人の己れが指點したる瑕瑾を承認せると否とに由り已れが意見をかへんともる者

に非ざ、無用と言ひ、略筆の秘訣を知らざる拙手と言ふも、歸まる所ハ同一理なり、只無用と言ふ字が足下の感觸を害するを恐れ、他言を以つて言ひかへしのみ、車屋が參りましたト言ハるゝより御家來(若しくハお供)さんが見られましたと言ハるゝ方がお客様の御機嫌よきが如し、初めに無用と言ひ重複と言ひ後に「略筆の秘訣を知らざる云々」と言ひしとて、眞赤になつて怒鳴るハ、車屋とお供とを別物と誤想せるものと一般、左團治役の氣俠男——相澤氏にも似合ぬ野暮なことかなゝ

是れ予が笑留を拒む第三なり、

(江湖新聞 第69號 明治23年5月4日 日曜日)

舞姫三評 (續) 氣取半之亟

人物題にハ主人公を撰ばざる可からざることハ實に言はずとも分りきつたる明々白々の理屈なり、相澤氏足下、足下如何に婉曲附會の文字を綴りて舞姫の著者を辨護せんとするも著者の心中豈に信に足下の辨護を快よく思は

んや、足下の説が是なるか僕の説が是なるか請ふ之を足下の友人に聞け、知人に聞け、内君に聞け、皆な足下の説を無理の理屈と謂ふべし、著者鷗外氏と雖もユリスを以つて主人公なりと言ふに非ざる以上ハ、命題の不穩當を悟りて僕の説を是とせらるべしと信ぜ、目前に石を出して木なりと強辨し鹿を出して馬なりと争論するが如き愚なる事件に貴重の紙白を填むるハ僕が甚だ嫌ふ所なり、

(江湖新聞 第70號 明治23年5月6日 火曜日)

ふたへび
再、氣取半之丞に與ふる書(發書)

相澤謙吉

江湖新聞紙上に於て六妄を返さむとせられしを見たれど、めれば矢張、御笑留を願ひたき理由あり、足下の題號に就ての意見によれば小説は必ず之に題するに主人公の名、若くは其資格を以てすべしといふ歟、然らざれば小説に題するに人物を以てすれば、此人物は必ず主人公なるべしといふと、なるべし彼の誤れるとは言を須たずドユマアが黒「トユリツ」花は一花卉を以て題としたり此の誤れるとは柵草紙にても評しぬ而れども其理由を擧げずして單に趣のあるとなきとをのみひたれば猶、誤解せられやせむ黒「トユリツ」花は我戯曲にて寶の紛失の事を作りて寶を以て題としたる如く通篇の事蹟は此花を軸としたるに依るハルムが作の主人公がリイゼを殺して金を得自ら其罪を悔てやすき心もなく遂には暗害中に死するなども同じくりイゼを軸としたり太田豊太郎の舞姫に於けるも亦た然り此主人公

が行爲の中心は終始、舞姫なりしにあらざるやレツシングが曲にて果してミンナを主人公とすべくんば之に題するに「ダス、ゾルダアテングリユック」(兵士の幸福)といふ第二名を以てせしは何故ぞや此兵士とはテルハイムがとにてテルハイムは猶、太田豊太郎が六とし、さればミンナは即ちレツシングが曲中の舞姫なるのみ、まは足下の引かれし例なれど亦以て主人公と陪賓との皆、題とすべきを示すに足らむ彼フラツスカの如き細人物の全局の主なる事跡と痛痒相關せざるものは固より例には引きがたかるべしレルレルが盗俠モオルにして若し終始アマリヤを以て意となさば之を冠するにアマリヤを以てせんも妙なるべけれど、まゝにてはアマリヤが主人公の陪賓にあらずして細人物となりたればかくはなしがたかりしならむ八犬傳を濱路傳と云ひ姥雪傳と云ふその不可なるは勿論なり舞姫も舞姫傳としたらば已に不釣合ならむ況や相澤謙吉傳とするをや若しハバト士を主人公として里見二公を陪賓とせばはれを里見二代記とせむも亦可なるべし足下は「萬人之を不穩當とせざるも僕は獨り之を不穩當といはむと欲す」と云へ

り卓あるかな言や批評を以て事となさむものは誰もかくありたきとなり而れども萬人に反對して自家の説を唱へむとせば其道理を擧げて之を證せざるべからず小説の題號の必ず主人公なるべき理、若くは小説の人物題の必ず主人公なるべき理は果して何の邊にかある若し此理なくしてドウエを罵りハルムを笑はむとせば世の識者ははれを何とかいはむ僕は上に事蹟の軸となり中心となるものゝ題號に適したるを擧げたれど猶、題號の必ず事蹟の軸なるべく又中心なるべきを明言する勇氣なし別に趣ある好題目を撰ぶとのなし得べきを信ずればなり苟くも太田豊太郎にして足下の歡を買はむために其叙情詩的日記體の文を作りしものにあらず又隅外魚史にして足下の覽を辱うせむとて之を公にせざる以上は足下一人の癖する所に従ひて其題號を撰ぶ必要なきなり是れ足下の笑留を讀ひたき妄の第一なり

(つゞく)

(國民新聞 第87號 明23年4月28日 月曜日)

再、氣取半之亟※に與あふる書しよ

(つゞき) 相澤謙吉

足下は人の著作を批評せむとして唯、おのれの魂膽を吐露するのみにて責を塞ぐに足れりとおもふ歟著作の趣意と關係せざる足下の魂膽は果してそれを世に公にすべきものなるか僕は其未だ必ずしも然らざるを信ず、まれも足下の笑留せらるべき妄の第二に當つべきにや

卒然として足下にいふものあらむ足下は盜なりと既にして石川五右衛門の盜なる所以を擧げて仔細に之を論じ足下の盜なる所以に至りては一謬を示さず唯足下の盜なるとは猶、石川五右衛門の穴と時のみといはゞ足下は將に何の言を以て之に應へんとするか太田豊太郎が境遇は實にまれに似たる困難の地位なり足下は謂へらく舞姫篇中洋行の筋を記したる處は無用なりと既にして「丹次郎が病を養はむとて箱根に行く途にて友人に問はれ我は病を養はむとて箱根に行く」と答ふる」を擧げて曰く是れ無用なり、何となれば重複したる故に無用なりと既にして筆鋒を一轉して太田に向ひて曰く足下の重複無用の語を用る

たるは猶、此丹次郎云々の文の作者の穴とし而して舞姫に重複の語ありといふ證に至りては毫末も之を示さず

足下は堂々たる批評家らしき言を出して其識見、殆ど明治の怨月を壓するもの、如く分明に無用と重複とを指點せむと企つるかと思へば忽又曰く「若し足下無用と言はるゝを御不承知ならば略筆の秘訣を知らざる拙手といはむ」と是れ人の己れが指點したる瑕瑾を承認すると否にて己れが意見を更へむとするなり是れ豈、批評家の眞面目ならむや太田が文は寔に拙あり而れども彼は詳叙よりは寧、省筆に長じたり諳天情仙も曾て之をいひ柵草紙にては僕もいひぬ「太田が出身、學位を受くると、官命を帯びて西に航すると、叙して十一行中に在り」まれに増したる省筆の好例やはある太田生は一拙字を甘受すれども省筆の法に至りては則ち自ら以爲らく藥籠中の物なりと

古今東西に批評家も多けれど到底、足下の如く我儘なる立法者となりしものはあらじ人物の郷貫を「主眼に附屬して點出し」又言語により行爲により暗々裡に讀者に推想せらるゝやうにするも固より一法に備ふべし而れども氣取氏が之を好めばとて人々かくの如く事を叙するを得むや

文には許多の句法あり章法あり篇法あり必ず一をのみ守らむとする人、又人に一をのみ守らせむとする人は膠柱守株、いたづらにおのが陋を示すもの、み足下はツルヂエニエツフが「春波」を讀みしか起手、主人公たる半老の男子が夜二時に疲れて宴より歸りし狀を寫し彼をして筐中なる美人の胎を見て懷舊の心を起さしめ、まれより木傳に入る猶、舞姫の舟中の一段ありて、さて郷貫などを叙する文に入る如し此連接の處、太田生は簡々淨々「いで、そのあらましを文に綴りて見む」といひて筆を一轉したれどツルヂエニエツフは筆墨老練にして様に依りて胡蘆を畫かざるため許多の重複語あり曰く

何故にけふ、何故にけふにかぎりて、とおもひつゝ久しく消えうせし時のかたみの再び胸に浮び來たるを見たり

まの記念は次に示さむ

されど先づまの男の族名、父名、洗名を擧げではかなハジ、かれはチミトリイ、パウロ井ツチユ、サニンといひぬ、さて左の如き記念はかれの心に浮び出でぬ

と此連接ありて伊太利より魯西亞に歸る途、フランクフルトを過ぎて佳人に逢ふ事に入りたり、まれらも氣取流の批評にかけなば奈何に罵詈せられやせむ

おもひ見るさへおそろしきとなり

且つ今一步を進めていはゞ舞姫は日記の變體なりハルトマンの所謂「タアゲブツフ、リ、ツク」なり故に之をツルヂエニエツフの「不幸の一女」などに比したるかた穩ならむも知られず若し彼に倣ひて

妾は此冬にて二十八となりぬ、まゝにわがいと幼かりし時の記念を寫さむわれはタムボツフの領に居りて

など、叙したるを足下に見せなば足下は其れまれを何とかいはるゝ若し強て小説には倒叙を用ゆべく平叙を用ゆべからず又は單辭には主人公の生立などを必ず葛藤の中にて示せなどいひて場屋裏の文法らしきものを出さむとせらるれば是れ足下の笑留したまふべき第三妾にあらずして何ぞや

(國民新聞 第89號 明治23年4月30日 水曜日)

再、氣取半之亟に與ふる書

(つゞき) 相澤謙吉

かく書くをりに又々我頭上に向ひて門違へにも抛還へされしは「舞姫」の題號なり「小説若し人物を以て題號とせば必ず主人公を撰ぶべし」といふその足

下の趣意なるに似たるは既に前論にても味得たりしが今に迫りて足下はまれを法の明文に寫して公衆面前に披露せられたり讀みて一步を進むれば又少く此文の解釋めきたるものを見る云く「僕は主人公は重要主宰の地位に立つが故に人物、若くは身分職業を以て小説の題名となすときは主人公、若くは主人公の身分職業を撰ぶべし」と僕は大聲疾呼して天下の小説家と詩人とに告げむ詩を賦せむとするものも小説を編まむとするものも是れよりはいと心安き世の中とあそなりにたれ一篇の成る毎に題名は早く既に移動すべからず早く既に論理的の結果として定まりたり「拈華微笑」などと洒落なる語をなすも無駄なり所詮、審美學上の汎通滑稽などに氣の附く讀者は不知庵を除きたる外には一人もなき世の中にて少しく悲壯滑稽などの味を含みたるものを見れば日に吠ゆるて蜀の犬「表面は誠に悲しと雖も裏面は大におかし子（紅葉）は實に涙の後にかくれて諧謔を弄する者なり其態は殘忍となる」など、一拙了僕が如きは悲壯の裏面より笑顔を見せむと幾度か手を着けしが及ばぬ戀と諦めたり閑話は姑く置きまれなども、人物矢張題になほして「判任官」とか何とか法文に照らして附けしかた當世にむきたりけむものをあだ骨折られしは惜しきとなり舞姫とても

同じ何故に鵜外漁史は「太田豊太郎」と題せざりけむ何故に「留學生」と題せざりけむ今さらに悔思ふ所ならむ

又一轉しておもへば舞姫は日記録より出で、所謂「我神」の一種なれば主人公の資格は我なりされば氣取氏家法の神髓を得て「我」など、題せば足下の稱歎にあづかりやせむ但しルソオの「コンフエツシヨン」ギョオテの「眞假自傳」など、混れむも口惜し此弊を防がんには萬國の文學史に探りて最古き我神より第一號、第二號と番號を打ちて例へばルソオが懺悔記は「我」の第三千三百三十三號、鵜外の舞姫は「我」の第一萬零何號など、いはば文學史の編輯上にも大利益を與ふべし

法の説明書に曰く主人公の名、若くは資格、若くは職業を撰びて名とすべき所以は猶、一家の門口に戸主の牌を掲ぐると同じと但し長篇の複牌などに至りて初に「士人」なりしものが「商賈」となり又「乞丐」などとなるとありかゝるをりには家督相續と一般に初篇の題を「若侍」と云ひ第二篇のを「小間物屋」といふなども面白からむと察せらる足下は又親切にも主人公が鰻屋なるときは「蒲燒」と題すべしといふやうにいはるゝ故、さらば留學生などは「西洋書」などゝもいふべきかと思もへドレッツィングが

「兵士の幸福」は已に法文に書きたりといはるればかゝる危うきとは思ひとゞまり侍らむ
 聞道らく露伴子は足下の濁仰して紫雲堆裏に瞻望せらるゝ人なりと此男の小説の「風流佛」は忍月居士といふ人の評にては昨年第一なるよし題號にも難なしとのこなりき凡眼にて見れば珠連は太田豊太郎にてお辰はエリスなる如く見えたり、まれも足下の月巨壇上より瞰下せば仔細あらむ或は法律上、風流佛は佛なり人に非ず故に人物題の條例には抵觸せずなどいふ魂膽もあらむ足下幸に教を垂れよ因に問はむ一昨且露伴が一盞の冷茶は足下が大海の如き腹に入りて奈何

(國民新聞 第91號 明治23年5月2日 金曜日)

再、氣取半之亟に與ふる書

(ついで) 相澤謙吉

讀みてふゝに至らば足下は將に意を得て云はむとす見よ爾も亦遂に舞姬の題の不穩當なるを悟りたるにあらずやと而れども足下の此念を做すは蓋し大なる迷なり古人曰く「彼にして大家ならむか我將に瞠目して自ら出る所を知らざらむか彼已に大家にあら

ず故に我之を笑ふ」と彼新詩律の條目中、小説の題にして人物に取るをあらば宜しく主人公を以て之に充つべしといへるなどは僕の固より度外視する所なり僕は唯、姑らく之に従ひて其繼、續を見しのみ足下は此條目の成立つべき理なりとて主人公の編中おもなる人なるを猶、一家の主人のぶとくなりと云ひ門牌まで引きて論ぜられたれど是れ人物題の主人公を取るべき所以にあらず、主人公の定義のみ、主人公の定義にあらず、主人公の類例のみ、其新詩律の成りたちに於ける何の關係する所かあらむ若し又小説の題に主人公の名を署するは人家の門楹に主人公の名を題するに同じといはゞまれも亦一類例のみ、類例は説明の力ありて辨證の力なし、僕にして小説の題は一般の詩題と同じく人家の門牌などに殊なりといはゞそれまでの事ならずや詩題は實に此の如く液趣味あるものにあらざるなり

又主人公が編中のおもなる人物なることを證するは難事に非ず人家の主人、民屋の門牌、鰻屋、蕎麥屋の招牌を援出づるまでの事ならず縦令之を證したればとてその主人公が人物題の命ぜらるゝとき必ず其撰に中るべきとは僕の承認する所にあらず又僕の其理を解する所にあらざるなり嗚呼、第一妾の足下の許に留まらざるべからざる道理は實に一にして足らず僕

は足下の第四妄以下の返璧を待ちて又稿を繼でまれを論せむとす

(國民新聞 第93號 明治23年5月4日 日曜日)

再、氣取半之亟に與ふる書

(つゞき) 相澤謙吉

僕が足下の人物題法をかりに承認して戯に草せし文は大に足下に誤解せられたるものに似たり獨逸の老學士輩が事を論ずる毎に動もすれば系統を立て條款を設け法令の如き筆法を用ゆるをハイ子は笑ひぬ僕は心の往くまゝに筆を走らすものにて足下の如き文學上の立法者ならねば人にもひいて必ずあれを守らせむとも思はず又人の文をおのれが鑄型に嵌めむとも思はず是れぞ足下が誤解せられし源なる

「氣取の法を守らば題名は一篇の成る毎に早く移動すべからざる世の中となりたり」氣取は已に人物題を下すものに向ひては主人公の名、又は職、又は資格を擧げよといふ此の如く法を立て來らば事物題には主人公が持物を擧げよなどといはむも遠からじ僕が本意は實に此に在り僕が笑ふ所も亦實に此に在り足下が「あらゆる小説の題號を主人公の名にせよと

は言はざりし」是は分明なり誰も足下をさほどに不思議なる立法者とはおもはざるべし善き例は足下のまゝにて「主人公の名にせよ」とはいはざりしを相澤はしか解したりといはるゝは「主人公の名、又は職、又は資格にせよ」とはなどいふべき處なるべきを足下もかく省きて記し玉ふにあらすや人の文を讀むにかゝる處にのみ心を着けて觀るは心なき業なり足下の誤解は蓋し多く此の類なり

足下の「長篇の複種などに初に士人なりしもの(まれも正さば主人公とありたし)が商賈となり又乞丐となる」とある場合に必ず強て職業身分(まゝも氣取の誤解を防がむとせば主人公のとありたし)を以て題名とせよと言ひしと」なきは洵に然り長篇の複種に人物題を設けむとするは何人にも起るべき考なればあのをり必ず強て氣取家法に乖かじとすれば遂號換題の必要も起るべし、かゝるときに人物題となるもの、決して主人公に限らざるは已に屢々論せし如くなるに茲に人ありて此複種に人物題を下さむと定め、さてその人物題は人物の職にせむと走めたるとき氣取氏は此「人物職」を「主人公の人物職」にきまりたるやうにいへばあそ僕が擧げし怪事は起るあれ何者の小説家ぞ此境地に立ちて足下の法を守らむとする、「主人公が鰻屋なるとき蒲焼と題せよ」とは流

石に足下もいはねど詩題を以て清焼の招牌と一般におもふは妙ならずやレツシングの「兵士の幸福」にして足下の法文に非きしものならずは何故に小説の人物題の必ず主人公(足下はミンナに當て玉へり)なるべくして小説の人物境遇題の必ずしも主人公の境遇(例えばミンナの受幣)ならざる妙理を示せ拈華微笑につきては戯に紅葉山人のために謀りて是の如く思を費すまでもなく人物題を下し、さて氣取法に従ひしかた好かりしならむと云ひしのみ風流佛はお辰にても可なり舞姫はエリスにて不可なる理は猶、足下の説を聞かまほし

まれほどの事は足下の明、辨じ得ぬにもあらざるべきにかく「チエエテル、モルテオ」を叫び玉ふは僕の足下のためにとらざる所なり曰、譯の分らざる人、曰、不能力者、曰、豕が大好だよと口を尖らし來る者、曰、菓人形に空鐵砲を放つもの、曰、天に向ひて唾するもの、曰、獨よがり、曰、横にねぢる者、曰、迂、曰、狂、曰、亂、曰、血迷ひ、是れほどの雅訓の言を江湖新聞の二段の間に收めたまひし御技術は感服の外なし例の第二妄につきては足下が他人の著作の題號を見て我儘なる望を囑し後に望を失ひたまひし魂膽、誰か之を「抑制」せむや唯、舞姫を評したる言としては世間、まれを受取るものなからむのみ露伴の冷茶は

一箭一鵬、中りしものは忍月居士耶、氣取足下耶、僕豈故らに之を計めむとせむや

(國民新聞 第94號 明治23年5月5日 月曜日)

再、氣取半之亟に與ふる書

(つゞき)

相澤謙吉

足下の所謂、再評、三評、四評等は高架、低架幾條の軌路に瀟車の競走するを見る如し憾むべし僕が待つ所の第四妄以下は未だ來らず又彼重複論の至るに逢ひたり

僕は今に至りて知得たり足下の所謂、重複は尋常文家の所謂、重複に非ざると猶、忍月居士が罪過説のアリストテレス以下の罪過説に非ざるべくとなるを足下は蓋し「反對」を以て重複となしたり「コントラスト」を以て重複となしたり近く例を取らば佐藤六石氏が九十九里の歌(柵草紙五題)を取りて一評せよ瑠璃汗漫、長望際なく青山白鷺、外陽掩映の景は忽ち變じて坤岫震盪、連山駭立の状となる同一の人、同一の舟、此間に點撥し得て其姿致極なきにあらざるや舞姫は拙作なり而れどもその初に伯林富麗の景を叙して後に凄慘の境となしたるはまれと相似たり是

れ反對にして重複にあらず彼太田が留學の事は前後に出でたれど前には得意、後には失意、其寫法おなじからず其他、足下の擧げたる所、概皆此類なり既にして又曰く

「此富麗熱鬧の狀を寫して伯林が昔に寂寥荒漠の天地に非ざるを知らしめんとの御所存のよし異なる哉言や小説、豈此の如きものならむや、太田生が居留の地、經歷の地の光景を漏さず寫さざる可からざる必要あるか」

と敢て問ふ誰か詩中の人物の經歷の地を漏さず寫す

べしと云ひしを若しかく言ひし人なくんばまれぞ無用の辨なるべき太田が伯林の晴景と雪景とを叙したりとて彼已に夏と冬とを叙したり冬を主とする物語ならば何故に夏を叙したるや何故に春と秋とを忘れたりやといふ如きは詩を説かむもの、言に似ず東坡が日論もおもひ出でられて果敢なし「不普通にして普通の思慮を以て推すべからざる人」とは誰が事ぞや將又一眞赤になつて怒鳴る「ものは何人ぞや

(國民新聞 第95號 明治23年5月6日 火曜日)

舞姫三評 (續)

氣取半之重

人物題に主人公を撰ばざる可からざることを實に言はせんと分りきつたる明々白々の理屈なり、相澤氏足下、足下如何に婉曲附會の文字を綴りて舞姫の著者を擁護せんとせざるも著者の心中豈に信に足下の辨護を伏よく思はんや、足下の説が是なるか僕の説が是なるか請ふ之を足下の友人に聞け、知人に聞け、内親に聞け、皆な足下の説を無理の理屈と請ふべし、著者岡外氏と雖もニラスを以て主人公なりと言ふに非ざる以上、命題の不審當を悟りて僕の説を是とせらるべしと信ぜ、目前に石を引して水なりと強辯し説を出して異なりと強辯するが如き類なる事件に貴重の筆白を揮むるの價が其だ疎ふ所なり、

再氣取半之重に與ふる書

相澤 謙吉

足下の所謂、再評、三評、四評等は高梁、低梁、燈籠の粗路に取車の駛まするを見る如し、飽むべし僕が待つ所の第四家以下は未だ來らず又彼重投函の至るに違ひたり
僕は今に至りて知得たり足下の所謂、重投は詩書文家の所謂、重投に非ざると信、忍月居士が譯過説のアリストテレス以下の譯過説に非ざるよりなるを足下は蓋し「反駁」を以て重投とせたり「コントラスト」を以て重投とせたり近く僕を取らば佐藤六石氏が九十九里の歌(橋取紙五段)を以りて「一語はせ」増城汗漫、長望際なく青山白雲、外陽接映の景は忽ち變じて仰輪敷邊、連山駭立の狀となる同一の人、同一の舟、此間に點綴し得て其姿致極なまにあらざり舞姫は拙作なり而れどもその初に伯林富麗の景を叙して後に波濤の境となしたるは是れと相似たり是れ反對にして重投にわらず彼太田が前評の事は前後に出でたれど言には得途、後には失念、其寫法もなむからず其他、足下の擧げたる所、皆皆此類なり既にして又曰く
「此富麗精麗の狀を寫して伯林が富麗に致せ荒蕪の天地に非ざるを知らしめんとの脚所在のよし其な